

さいたま市設計業務成績評定試行要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する土木及び建築工事に係る建設工事に伴う業務委託（詳細設計及び実施設計）において、試行として実施する成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等の指導育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 設計業務とは、土木工事に係るものにあつては貸与資料及び適合基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいい、建築工事（建築設備工事を含む。）に係るものにあつては建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備における基本設計、実施設計及び積算業務をいう。
- (2) 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む。）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。
- (3) 実施設計とは、平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第二号に掲げるもの及びさいたま市建築工事設計業務委託共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。
- (4) 業務を総括する監督員とは、監督員の指揮監督及び監督員が行う職務を統括し、業務主管課長が指定する者をいう。

(評定の対象)

第3条 この要領における評定は、当初契約金額が500万円以上の設計業務のうち、土木工事に係るものにあつては詳細設計について行い、建築工事に係るものにあつては実施設計（詳細設計と実施設計を合せて、以下「評定の対象業務」という。）について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定の対象業務の評定者は、さいたま市業務委託検査規程に規定する業務委託検査員に準ずる業務委託検査員（以下「業務委託検査員」という。）、監督員並びに業務を総括する監督員とする。

- 2 業務を総括する監督員は、業務委託検査員を兼ねることができない。

(評定の方法)

第5条 評定は、評定の対象業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、「設計業務完了検査調書」(第1号様式)に記録する。
- 3 評定は、「評定点集計表」(第2号様式)、「考査項目別採点表」(第3号様式)、並びに「考査基準」(別紙)により実施する。
- 4 評定の対象業務以外の業務が混在する場合は、評定の対象業務が主たる業務と認められる場合に限り本要領を適用して評定することとし、それ以外の場合は、さいたま市業務委託検査規程に準ずることとする。1契約について複数の評定は行わない。

(評定の時期)

第6条 監督員及び業務を総括する監督員は、評定の対象業務完了後すみやかに評定を行い、業務委託検査員は完了検査実施後すみやかに評定を行う。

(評定の結果の取扱い等)

第7条 この要領に基づき算出した評定の結果は受注者に通知せず、さいたま市業務委託検査規程に準じ検査結果通知書により通知することとする。

- 2 この要領に基づき算出した評定の結果及び当該結果の算出の根拠となるものについては、成績評定の適正な実施方法その他を検討するための基礎資料として活用するものとする。当該評定の結果は、受注者に何ら影響するものではない。
- 3 手直し確認後の評定は行わない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、さいたま市業務委託検査規程を準用することとする。

(附則)

この試行要領は、平成27年4月1日以降に契約を締結する業務について適用する。

様式目次

様式番号	様式名	関連条文
1	設計業務完了検査調書	第5条第2項
2	評定点集計表	第5条第3項
3	考査項目別採点表	第5条第3項
別紙	考査基準	第5条第3項
4	監督員の指定・変更通知書	第2条第1項第4号